競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係に限る。）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示するものとするが、申請の受付については、同時に行うものとする（ただし測量・建設コンサルタント等業務について郵送により申請を行う場合を除く。）。

平成24年10月1日

国土交通省

東北地方整備局副局長　梶原　康之
関東地方整備局副局長　吉永　清人
北陸地方整備局次長　東山　茂
中部地方整備局副局長　山根　尚之
近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎
中国地方整備局副局長　西植　博
四国地方整備局次長　白石　哲也
九州地方整備局副局長　山本　浩

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40

1　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事

建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（ほ装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

この他、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る建設工事として、工事種別を次の①から㉑までに掲げるものとして同時に受け付けるものとする。

①　一般土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　水道施設工事）
②　アスファルト舗装工事（ほ装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　建具工事　清掃施設工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　大工工事　左官工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　建具工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事　熱絶縁工事　水道施設工事　消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事　ほ装工事　電気工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　防水工事　機械器具設置工事　塗装工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事　鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務

測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出時期に別記１に掲げる提出場所において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）にて建設工事の申請をする者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日まで（当日消印有効）の間に、別記２又は別記３に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、別記２又は別記３に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、郵送にて測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日まで（当日消印有効）の間に、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記２に掲げる提出場所に郵送することとする。

また、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成25年２月１日以後随時に、別記２に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記２に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

③　インターネットの使用による建設工事の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

④　インターネットの使用による測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、3⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し別記４に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法

申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、持参又は郵送により、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。